

～高等職業訓練促進給付金等事業～

☆☆令和4年度版☆☆

高等職業訓練促進給付金等事業とは、ひとり親家庭の方の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合、一定の条件を満たす方に生活費を支給する制度です。また、修業期間の修了後、修了支援給付金を支給する制度もあります。

(1) 対象者

京田辺市内にお住まいの母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんで、次の□すべてに該当する方

- 20歳未満のお子さんを扶養していること。
- 対象資格を取得するため、養成機関で1年以上(★)のカリキュラムを修業すること。
- 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準であること。
- 資格取得のための修業と就労又は育児の両立が困難であること。
- 求職者支援制度における職業訓練受講給付金等、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

(★) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始した場合、6か月以上のカリキュラムも一部対象となります。

(2) 対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 (☆)
その他の資格は個別にご相談ください。

(☆) 令和3～4年度は、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格など、デジタル関係の資格も一部対象となります。

(3) 給付金の種類・支給期間

① 高等職業訓練促進給付金

修業期間中 (上限4年)

※修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった月までの支給となります。

② 高等職業訓練修了支援給付金

修了後に1回のみ支給

※修了日の翌日から30日以内に申請が必要です。

※修業開始時と修了時ともに要件を満たしていた方に限ります。

※促進給付金の支給を受け准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の修了日以降に修了支援給付金を支給します。

(4) 支給額

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
①高等職業訓練促進給付金 (下段：修業する期間の最後の1年)	月額10万円 (月額14万円)	月額7万500円 (月額11万500円)
②高等職業訓練修了支援給付金	5万円	2万5,000円

(5) 申請に必要な書類等

は、子育て支援課に備え付けの書類

は、ご用意いただくもの

京田辺市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

申請者、お子さん、その他同一世帯員のマイナンバーがわかるもの。

養成機関の長による在籍を証明する書類（申請月に発行されたもの）

（児童扶養手当を受給していない場合）同意書（地方税関係情報の取得に係る）

（児童扶養手当を受給していない場合で該当する場合）

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

（児童扶養手当を受給していない場合）申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本・申請者、その扶養している児童及び属する世帯全員の住民票の写し（省略のないもの）

（通信制を利用する場合）就労していることを証明する書類（給与証明書の写し、健康保険証の写しなど）

(6) 注意事項

①対象資格は、就職の際に有利となるものであつて、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上(★)のカリキュラムを修業することが必要とされているもので、地域の実情に応じて定めます。

(★) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始した場合、6か月以上のカリキュラムも一部対象となります。ご相談ください。

②働きながら資格取得を目指す場合等には通信教育の利用ができます。（別途要相談）

③高等職業訓練促進給付金は、支給申請を受け付けた月以降の分からの支給となります。

④高等職業訓練促進給付金等の支給は、1人につき1資格のみです。

過去に給付金の支給を受けた方は、申請していただけません。

⑤高等職業訓練促進給付金受給中は、支給要件確認のために、下表のとおり定期的に必要書類を提出していただくことが必要です。

確認事項	必要書類	提出月
在籍状況	養成機関の長による在籍を証明する書類	4, 7, 10, 1月
進級、単位取得	養成機関の長による単位取得を証明する書類	毎年4月
所得区分	所得区分に変更がある場合は、資格変更届	毎年7～8月

～ご連絡・問合せ先 京田辺市子育て支援課（電話 0774-64-1376）～